

次期計画の骨子（案）

1 次期計画の基本理念

（1）背景

国は「第3次循環型社会形成推進基本計画」等において、国際的な循環型社会の構築、及び「循環型社会」と二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出が少ない「低炭素社会」の連携強化による、次世代に良好な環境と資源を引き継ぐ「持続可能な社会」の構築を目指すとともに、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組みを優先する社会システムの構築を目指すこととしている。

さらに、国は近年、自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理についても迅速かつ適切に対応できるよう、廃棄物処理システムの強靱化について掲げている。

一方、本市の状況としては、平成19年度から「焼却ごみ1／3削減」を目指し、町内自治会等を対象とした説明会などによる普及啓発をはじめ、家庭ごみの収集体制の見直し、家庭ごみ手数料徴収制度の導入等様々な取組みを実施し、市民・事業者の皆様、一人ひとりがごみ減量に取り組んでいただいた結果、念願の削減目標を達成した。

今後は、2清掃工場運用体制による安定的・継続的なごみ処理を図るため、一層のごみ減量・再資源化の推進が求められるとともに、長期的・総合的な視点によりごみ処理施設を整備する必要がある。

（2）基本理念案

2R（リデュース・リユース）推進の重視や、環境を意識した清掃工場の建設等により、温室効果ガスの排出を抑制し、資源を循環的に利用するなど、低炭素社会を考慮した循環型社会を目指すことで、次世代に良好な環境と資源を引き継ぐ「持続可能な社会」を実現していくことを、最上位の目標として位置づける必要があることから、15年間ににおける本市の基本理念は以下のとおりとする。

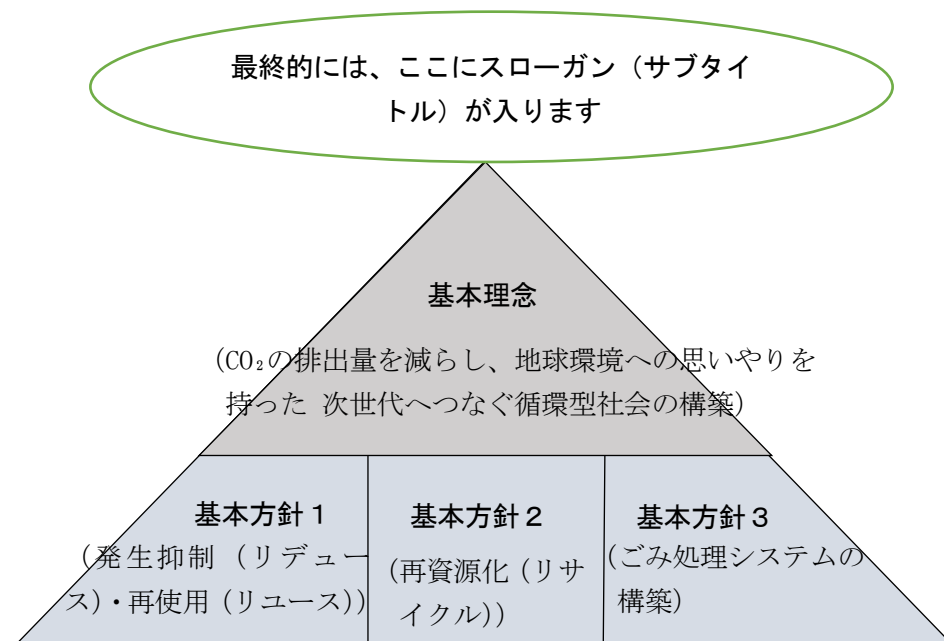
基本理念：CO₂の排出量を減らし、地球環境への思いやりを持った

次世代へつなぐ循環型社会の構築

（持続可能な社会への貢献）

2 基本方針と事業の考え方

前述した基本理念と、本項で検討する基本方針の位置づけは、以下のとおりとする。



基本理念を達成するための基本方針は、現行計画の構造を踏襲しつつ、次期計画に必要な新たな視点を加え、「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）」「再資源化（リサイクル）」「ごみ処理システムの構築」の3点から構成し、それぞれの基本方針に向けた具体事業を立案・実施していくこととする。

（1）基本方針1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）

ア 方向性

現行計画の排出抑制に係る基本方針1は、3Rのうち優先すべき発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）をごみの排出者である市民・事業者にごみの減量に対する理解と関心を深め取組みを促すような啓発事業を推進し、ごみを出さない社会づくりを目指すものである。

次期計画においても基本的な方向性としてはこれを踏襲しつつ、市民・事業者一人ひとりにごみ減量意識が浸透するよう、年齢層や事業所種別など状況に見合ったきめ細やかな普及・啓発により、さらなる発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進を図り、ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による2R（リデュース・リユース）の浸透を目指していく。

イ 基本方針案

一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R（リデュース・リユース）を目指します。

（現行計画→市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。）

ウ 基本方針実現のための事業の考え方

発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）のための事業については、本市が従来から取り組んできた「ちばルール」をはじめとする普及啓発事業が掲げられており、一部改善すべき点を見直した上で継続実施することが基本となる。

「ちばルール」に関する協定店の拡充、普及啓発及び取組みPRの強化や食品ロス削減の推進など新たな取組みの推進、幅広い年齢層が自発的に3Rに取り組めるような世代別の環境学習プログラムの推進、さらには、生ごみの排出抑制に向けた生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の拡充やPRの強化等、既存事業の見直しを行いつつ、新規事業についても検討していく。

また、排出抑制のための普及啓発については、年齢層や事業所種別にターゲットを絞り、それぞれ効果的なプログラムを設定し、きめ細やかに実施していく。

エ 個別事業の統廃合

（ア）ごみ出し支援サービスの実施【現行計画7】

本事業は基本方針1と3に共通するものとなっているが、サービスという面があるものの実際の業務としては収集運搬に位置づけられるものであり、基本方針3にのみ位置づけて整理する。

【現行】ごみ出し支援サービスの実施



【次期】（削除）

※『ごみ出し支援サービスの実施』として、基本方針3にのみ掲載

（イ）環境美化の推進・不法投棄の防止【現行計画8】

本事業のうち不法投棄の防止については、平成26年2月からの家庭ごみ手数料徴収制度による不法投棄の増加を防ぐために、次期計画ではより強化すべき施策である。また、環境美化の推進については、個別事業名を市民によりわかりやすい文言にするとともに、推進事業と支援事業とに分けて整理するのが望ましい。そのため、以下のとおりとする。

【現行】環境美化の推進・不法投棄の防止

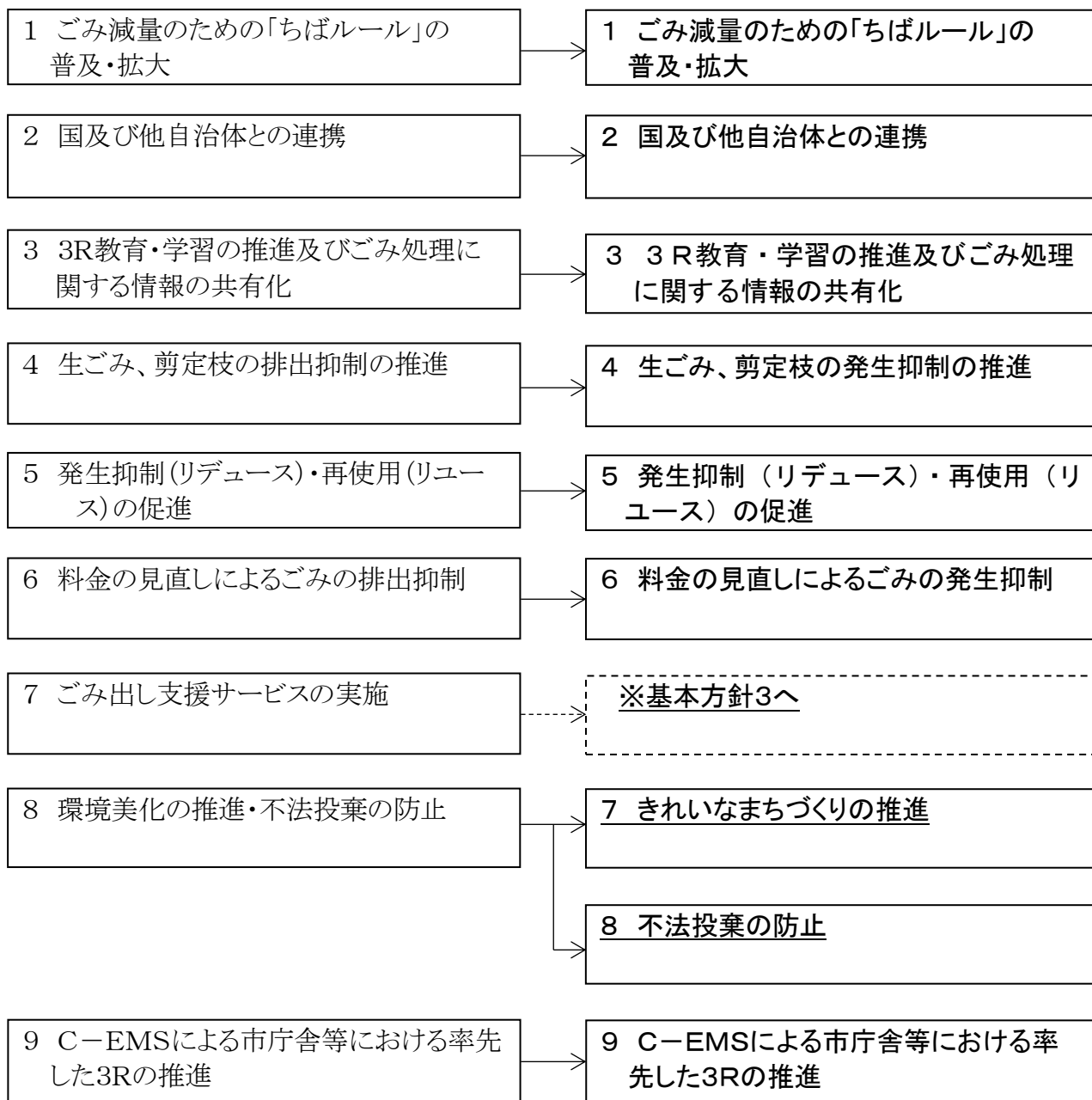


【次期】きれいなまちづくりの推進
不法投棄の防止

■基本方針1の個別事業

(現 行)

(次 期)



(2) 基本方針2 再資源化（リサイクル）

ア 方向性

現行計画の基本方針2は、プラスチック製容器包装、剪定枝、生ごみなどの新たな資源化品目の拡充を含む高度な資源化への挑戦により、焼却ごみ量の継続的な削減を目指すものである。

次期計画では、3用地2清掃工場運用体制での安全で安定的かつ継続した処理に向けた焼却ごみ量の削減を確実なものとするために、必要性・有効性重視の「高度な再資源化」という視点から、「再生利用率を高める効果的な再資源化」という現実性重視の視点へシフトすることが必要である。

また、再資源化の推進においては、地域コミュニティや事業者との連携が不可欠であることから、市民・地域・事業者・行政の連携を強化するとともに、地域におけるごみ減量・再資源化を推進する人材の育成を目指していく。

イ 基本方針案

再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。

（現行計画→分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。）

ウ 基本方針実現のための事業の考え方

再資源化・焼却ごみ削減のための事業については、剪定枝、生ごみ等、再資源化・焼却ごみ削減に寄与する再生利用率を高める効果的な再資源化品目を中心に事業展開を図るとともに、新たな再資源化品目の検討も継続していく。また、使用済小型家電や廃食油等の既存の再資源化品目についても、情報提供の強化や排出機会の拡充を視野に入れ、分別徹底・推進・拡充を目指していく。そのためには、市民と事業者との連携による再資源物の回収拠点の充実をはじめ、集団回収量の増加に向けた取組みの検討、地域の課題に応じた市民説明会等の実施や地域においてごみ減量・再資源化を推進する人材の育成など、地域が主体となって減量・再資源化を実現していくとともに、少ない費用で大きな効果を得られる、費用対効果の高い事業を優先的に実施していく。

なお、次期計画における再資源化施策にかかる費用は、リサイクル等推進基金を財源とすることを検討しており、財源に限りがある（平成26年度末基金残高見込み4億6,083万円、平成27年度予算収支2億5,789万円）。

また、プラスチック製容器包装については、費用対効果等の理由により実施しないが、国の法改正により市町村の大幅な費用負担の軽減等があった場合を想定し、引き続き検討を行っていく。

エ 個別事業の統廃合

(ア) 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援【現行計画１０】

(イ) 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進【現行計画１１】

現行計画１０「市民・事業者との協働」については、現行計画１１「地域コミュニティ・事業者間ネットワークの活用」と関連づけて検討する必要があることから、次期計画では１０と１１を統合する。

【現行】市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援

地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進



【次期】市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援

※現行計画１０と１１を統合

(ウ) プラスチック製容器包装の再資源化の推進【現行計画１４】

費用対効果等の理由により実施しないが、国が法改正を行う場合を見据え、個別事業「さらなる再資源化品目の検討・推進施策」の具体事業として引き続き情報収集と検討を行う。

また、単一素材プラスチックの拠点回収等の再資源化の実施についても、個別事業「さらなる再資源化品目の検討・推進施策」に位置づける。

【現行】プラスチック製容器包装の再資源化の推進

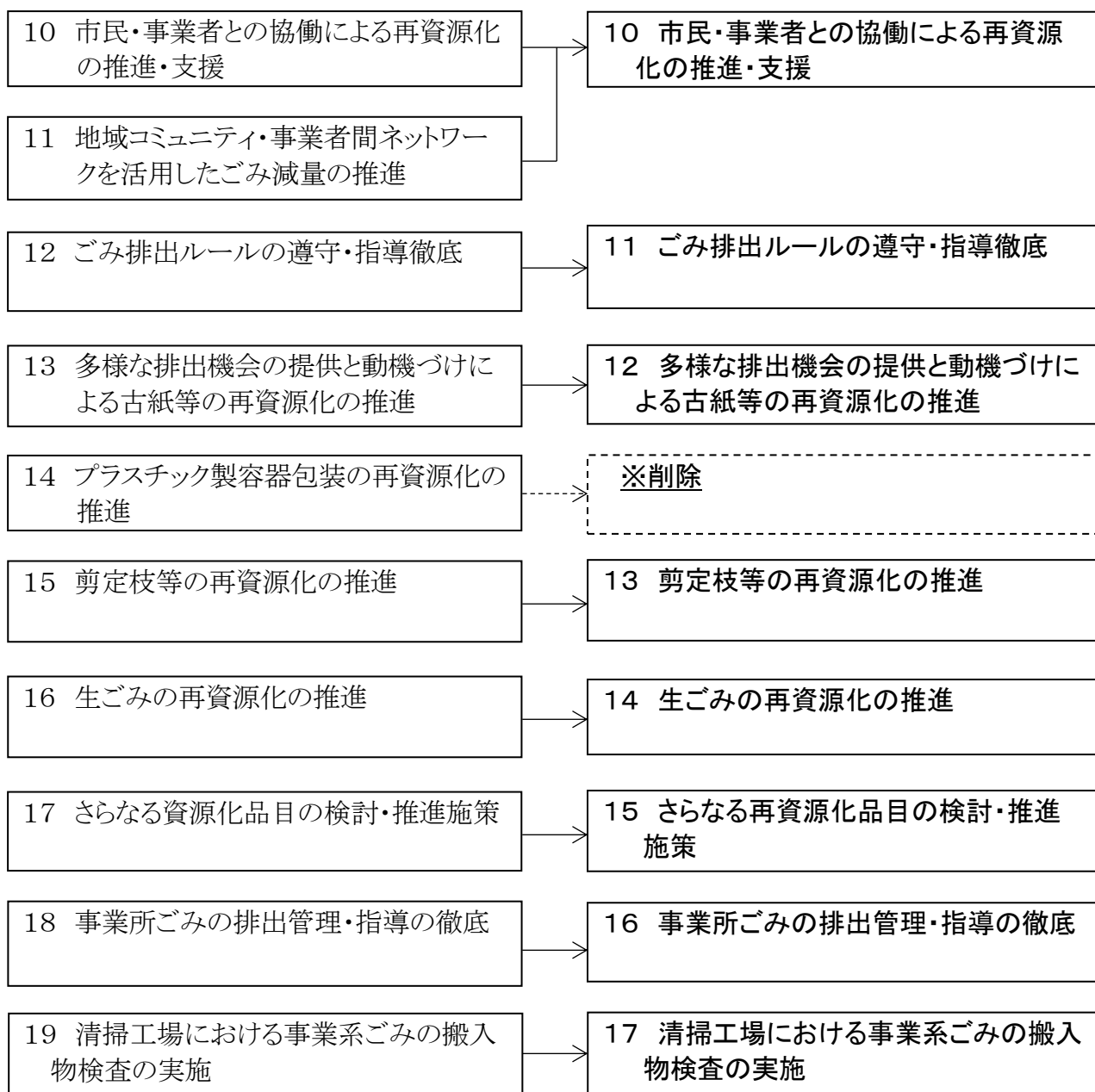


【次期】（削除）

■基本方針２の個別事業

(現 行)

(次 期)



(3) 基本方針3 ごみ処理システムの構築

ア 方向性

現行計画の基本方針3は、低炭素・循環型社会に貢献するごみ処理システムに係るものであり、3Rを経てそれでも発生するごみを適正処理するための基幹的な事業を本方針に位置づけている。

次期計画においても基本的な方向性としてはこれを踏襲し、資源循環を含めた経済・効率性や安定・継続性に優れたごみ処理体制の構築に加え、国による災害廃棄物対策の考え方と整合を図り、自然災害等のリスクを回避できる強靱な処理システムの構築を目指していく。

また、温室効果ガス排出量の削減など環境にやさしく、熱回収など地域にかけがえのない処理施設を目指していく。

イ 基本方針案

低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と

安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築を目指します。

(現行計画→低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。)

ウ 基本方針実現のための事業の考え方

ごみ処理システムの構築のための事業については、新たな施設整備計画の策定に伴い、見直しが必要である。

焼却施設については、3用地2清掃工場運用体制の継続を確実に実現するために、新清掃工場における熱回収や焼却残渣の資源化を中心に、資源循環システムの構築を目指していく。あわせて、リサイクル施設、最終処分場についても、今後の施設整備を見据えて、安定的・効率的な運営を行っていく。これら施設整備の中では、清掃工場における高効率熱エネルギー回収等、循環型社会のみならず低炭素社会の実現も視野に入れた処理システムの構築を目指していく。

また、ごみ処理にかかる総費用の削減やごみ処理システムの効率化を進めるため、市施設のみならず、民間施設についても最大限に活用し、ここ数年は焼却処理量がほぼ横ばいである事業系ごみの処理の促進や、剪定枝等の再資源化施策の推進に加え、災害時に備えたごみ処理リスクの分散を図っていく。

これら施設整備や民間施設の活用のみならず、収集運搬等ごみ処理システム全体として低炭素社会の実現を目指していく。

さらに、ごみ処理システムを最適化していく中で、収集運搬や処理困難物についても処理ルートの再構築を目指していく。

エ 個別事業の統廃合

(ア) ごみ出し支援サービスの実施【現行計画 7・基本方針 3 に再掲】

本事業は基本方針 1 と 3 に共通するものとなっているが、サービスという面があるものの実際の業務としては収集運搬に位置づけられるものであり、基本方針 3 にのみ位置づけて整理する。

【現行】 ごみ出し支援サービスの実施（基本方針 1・3 に掲載）



【次期】 ごみ出し支援サービスの実施（基本方針 3 に掲載）

(イ) 安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進【現行計画 2 5】

焼却施設・リサイクル施設・最終処分場の将来的な施設配置等のあり方について長期的・総合的な視点で検討した結果、現在の 3 清掃工場体制から、3 用地 2 清掃工場運用体制へ移行することとしている。ここでは、清掃工場、リサイクル施設、最終処分場の整備またはリニューアルを計画しており、内容が多岐にわたることから、次期計画では 3 つに分けて整理する。

【現行】 安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進



【次期】 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備
安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備
安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備

(ウ) 新たな資源化システムの検討【現行計画 2 6】

本事業の内容のうち、民間施設の活用については現行計画 2 1・2 2、新浜リサイクルセンターの高機能化については現行計画 2 5 に含まれること、また、エネルギー利用の強化については次期計画の新たな個別事業「安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備」に含まれることから、個別の事業としては削除とする。

【現行】 新たな資源化システムの検討

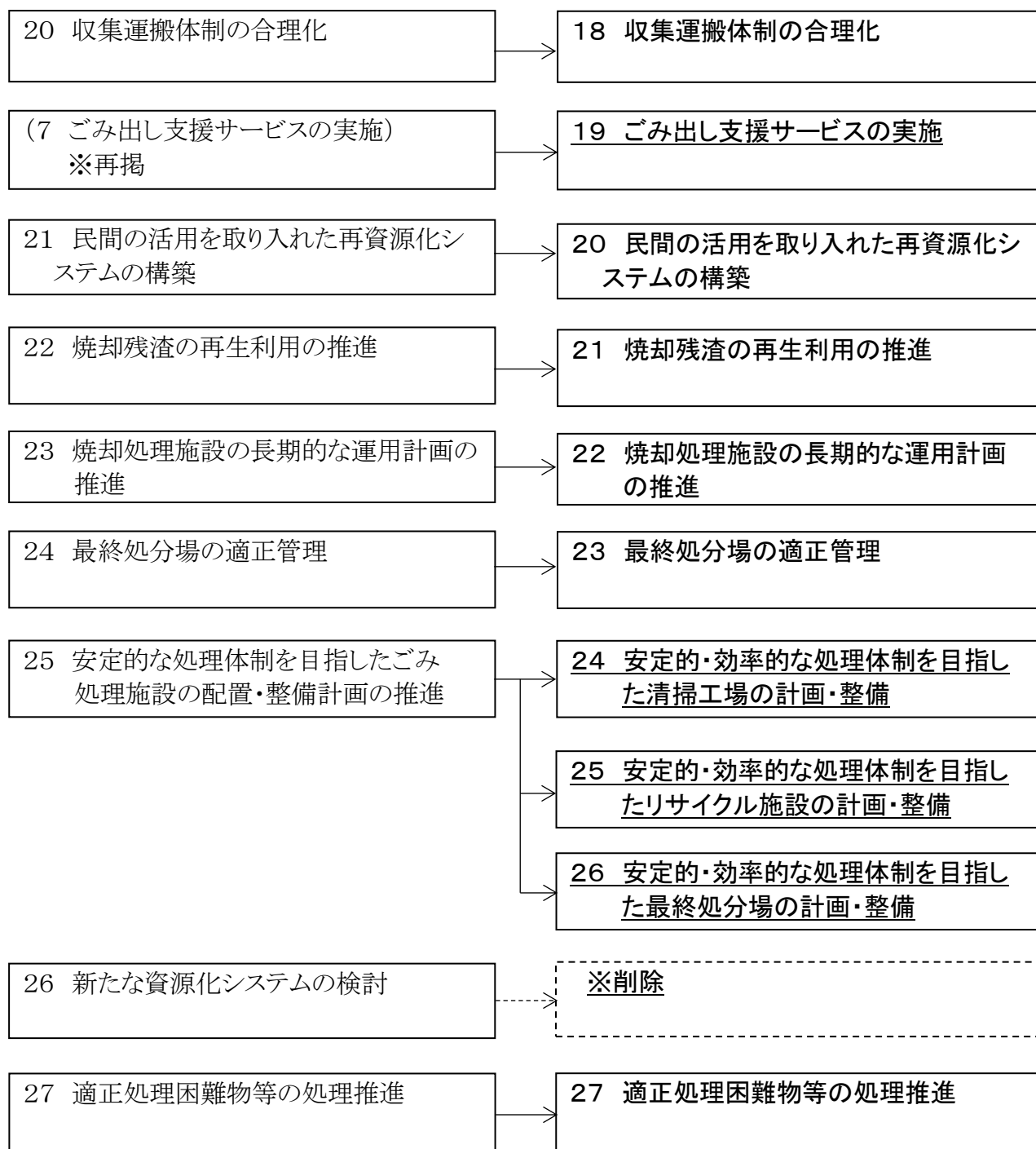


【次期】（削除）※次期計画 2 0、2 1、2 4、2 5 に掲載

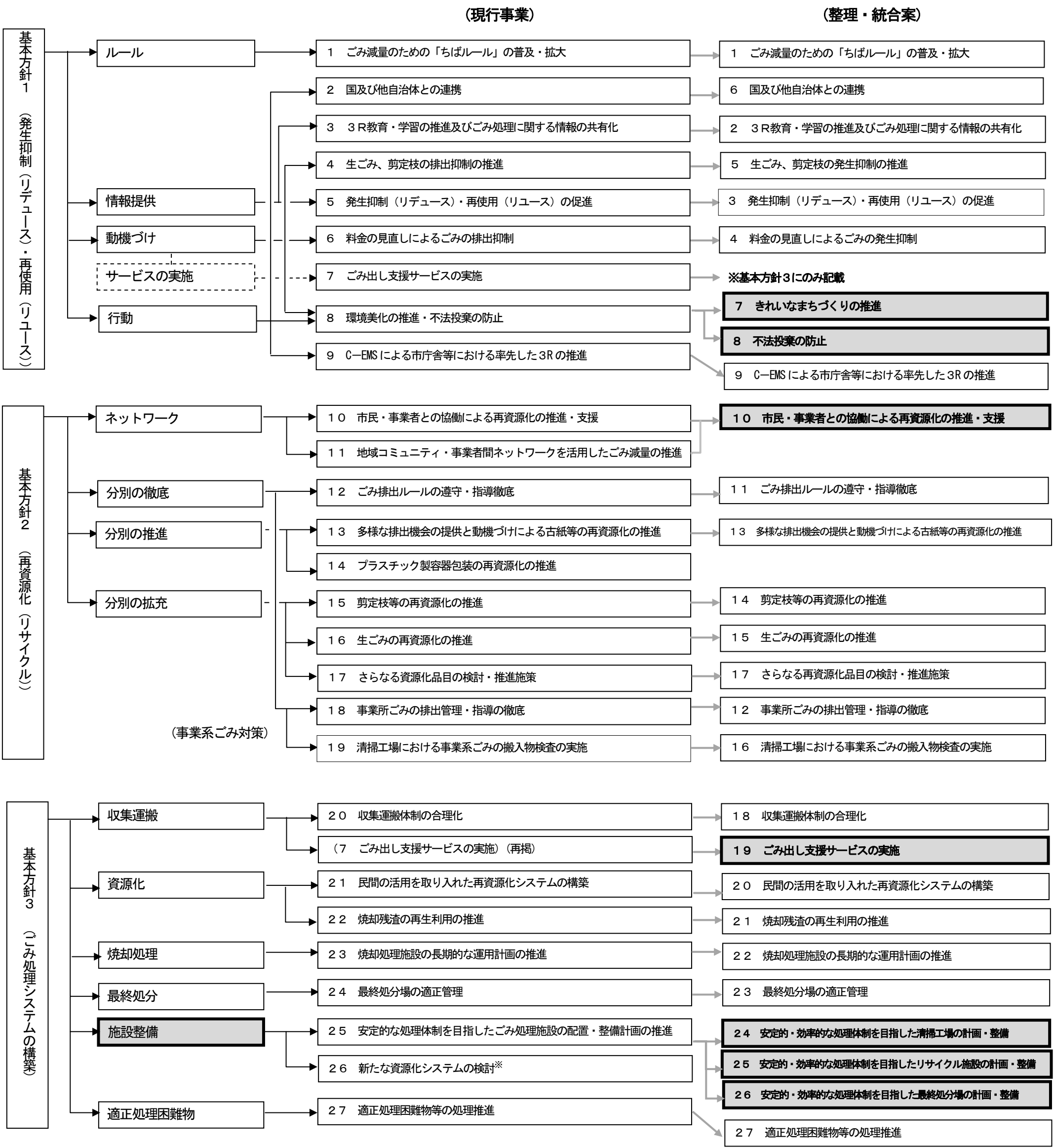
■基本方針3の個別事業

(現 行)

(次 期)



次期計画における事業の整理・統合案



※個別事業26については、次期計画20、21、24、25に統合するが、フローが煩雑となるため、矢印は記入していない。

次期計画の体系案

※ 事業は内容ごとに並び替えを行っている。

最終的にスローガン（サブタイトル）が入ります。

基本理念

CO₂の排出量を減らし、地球環境
への思いやりを持った次世代へ
つなぐ循環型社会の構築
（持続可能な社会への貢献）

基本方針１（発生抑制（リデュース）・再使用
（リユース））

一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、２Ｒ
（リデュース・リユース）を目指します。

基本方針２（再資源化（リサイクル））

再生利用率を高めるための効果的な再資源
化施策と、市民・地域・事業者との協働や
地域活動への支援により、さらなる焼却ご
み量の削減を目指します。

基本方針３（ごみ処理システムの構築）

低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性
と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理シ
ステムの構築を目指します。

ルール

１ ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大

情報提供

２ ３Ｒ教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化

３ 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進

動機づけ

４ 料金の見直しによるごみの発生抑制

５ 生ごみ、剪定枝の発生抑制の推進

行動

６ 国及び他自治体との連携

７ きれいなまちづくりの推進

８ 不法投棄の防止

９ C-EMS による市庁舎等における率先した３Ｒの推進

ネットワーク

１０ 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援

分別の徹底

１１ ごみ排出ルールの遵守・指導徹底

１２ 事業所ごみの排出管理・指導の徹底

分別の推進

１３ 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進

１４ 剪定枝等の再資源化の推進

１５ 生ごみの再資源化の推進

１６ 清掃工場における事業所ごみの搬入物検査の実施

分別の拡充

１７ さらなる再資源化品目の検討・推進施策

収集運搬

１８ 収集運搬体制の合理化

１９ ごみ出し支援サービスの実施

再資源化

２０ 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築

２１ 焼却残渣の再生利用の推進

焼却処理

２２ 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進

最終処分

２３ 最終処分場の適正管理

システムの検討・構築

２４ 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備

２５ 安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備

２６ 安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備

適正処理困難物

２７ 適正処理困難物等の処理促進